

学会誌委員会規程

2002年 9月18日制定

2008年 4月 1日改訂

2014年 5月16日改訂

(目的)

第1条 学会誌委員会は、学会定款第5条（2）に定める、学会誌の発行事業に関し、企画・編集を行う。

(構成)

第2条 学会誌委員会は委員長、副委員長、幹事及び委員20名程度により構成する。

第3条 委員長は理事の中から会長が委嘱する。委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条 副委員長は理事の中から会長が委嘱する。副委員長の任期は1年とし、再任を妨げない。

第5条 幹事、委員は委員長の推薦により正会員の中から会長が委嘱する。幹事、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、特別の事情が生じた場合、委員長、副委員長、幹事及び委員の交代、補充あるいは減員を行うことができる。任期中の交代者の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 副委員長は委員長の補佐を行う。

第7条 幹事は委員長を補佐し、事務を取り扱い、運営の円滑化を図る。

(業務)

第8条 学会誌委員会は次の業務を行う。

- (1) 学会誌編集の年度計画の立案と編集の実務
- (2) 編集規程、手続き類、編集・発行関係予算、編集上の問題点の協議。
- (3) その他、学会誌編集に関する必要業務

(運営)

第9条 学会誌委員会は、委員長が必要と認めた場合、随時開催する。

(附則)

- 1 本規程に関し疑義が生じた場合は速やかに理事会に諮り、その決定に従う。
- 2 本規程は2002年9月18日より実施する。
- 3 本規程を変更する場合は、理事会の議決を経る。

(附則)

- 1 本規程は2008年4月1日より実施する。